

杉並区ジェンダー平等推進区民懇談会運営要綱

平成26年 1月28日

杉並第55712号

改正 平成28年 3月 7日 杉並第62232号 平成30年 3月29日 杉並第69497号
令和 2年 3月 9日 杉並第64762号 令和 4年 3月 4日 杉並第63435号
令和 8年 1月 6日 杉並第51828号

杉並区男女共同参画推進区民懇談会設置要綱（平成11年 7月14日 杉児女発第41号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、杉並区ジェンダー平等推進区民懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第2条 懇談会はジェンダー平等に関し、次に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- （1） 区民の意識啓発に関すること。
- （2） ジェンダー平等社会の実現に向けた杉並区行動計画の推進に関すること。
- （3） その他、区民生活部長が必要と認めた事項

（構成）

第3条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1） 学識経験者 3人以内
- （2） 地域団体等から推薦を受けた者 6人以内
- （3） 一般公募 5人以内

2 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第4条 懇談会は、必要に応じて区民生活部長が招集する。

- 2 懇談会の司会、進行については、懇談内容ごとに適したものを選出する。
- 3 区民生活部長は、会議に際し必要があると認めるときは、関係者及び関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 懇談会は、公開とする。

（庶務）

第5条 懇談会の庶務は、区民生活部管理課において処理する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関し必要な事項は、区民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 4年 3月 4日 杉並第63435号）

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 8年 1月 6日 杉並第51828号）

この要綱は、令和 8年 4月 1日から施行する。